

平成23年度全国獣医師会会長会議の開催

平成23年度全国獣医師会会長会議が、平成23年9月30日、ホテルフロラシオン青山「ふじの間」において開催された。

本会議では、説明・協議事項として、①「獣医師及び動物医療に関する施策提言と要請活動に関する件」、②「今期部会委員会の構成、検討テーマ等に関する件」、③「東日本大震災被災対応の件」、④「2011動物感謝デー in JAPAN 開催の件」、⑤「日本獣医師会獣医学術学会年次大会開催計画の件」、⑥「役員候補者選任規程（骨子）等に関する件」、⑦「公益社団法人移行認定申請に関する件」、⑧「獣医療提供体制整備推進総合対策事業に関する件」、⑨「動物看護師統一認定機構に関する件」、⑩「その他の報告・連絡事項（(1)獣医師政治連盟活動を普及・広報等する件、(2)その他）」について、協議がなされた。（平成23年度全国獣医師会会長会議の議事概要は下記のとおり）。

平成23年度全国獣医師会会長会議の議事概要

I 日時：平成23年9月30日（金） 14:00～17:00

II 場所：フロラシオン青山1階「ふじの間」

III 出席者

【地方獣医師会】

55 地方獣医師会長ほか

【日本獣医師会】

会長：山根義久

副会長：藏内勇夫、近藤信雄

専務理事：矢ヶ崎忠夫

地区理事：波岸裕光、砂原和文、高橋三男、村中志朗、
大野芳昭、中島克元、柴田 浩、塩本泰久、
坂本 紘

職域理事：酒井健夫、麻生 哲、細井戸大成、
横尾 彰、梅澤正親、森田邦雄、木村芳之

監事：玉井公宏、岩上一紘

IV 議事

【説明・報告事項】

- 1 獣医師及び動物医療に関する施策提言と要請活動に関する件
- 2 今期部会委員会の構成、検討テーマ等に関する件
- 3 東日本大震災被災対応の件
- 4 2011動物感謝デー in JAPAN 開催の件
- 5 日本獣医師会獣医学術学会年次大会開催計画の件
- 6 役員候補者選任規程（骨子）等に関する件
- 7 公益社団法人移行認定申請に関する件
- 8 獣医療提供体制整備推進総合対策事業に関する件
- 9 動物看護師統一認定機構に関する件
- 10 その他の報告・連絡事項
 - (1) 獣医師政治連盟活動を普及・広報等する件
 - (2) その他

V 会議概要

【挨拶】

山根会長から、大要次のとおりの挨拶がなされた。

日頃より本会事業運営に支援いただき、また、本日は忙しいところ全国から出席いただき厚くお礼申し上げる。本年6月28日、本会第68回通常総会において、不肖私がか会長に、副会長には、藏内副会長が再任され、1人が代われ岐阜県獣医師会の近藤会長に就任いただき、また専務理事も新たに矢ヶ崎専務理事に、さらに地区理事、職域理事にもそれぞれ就任いただいた。引き続き厳しい社会情勢の中、事業を発展的に推進したい。

平成23年度 獣医学術学会年次大会は、北海道獣医師会 波岸会長の元で準備いただいているが、2月の雪まつり前の絶好の時期に開催されるので、多くの参加をいただきたい。

昨年は、宮崎県の口蹄疫からはじまり、高病原性鳥インフルエンザは、9県24カ所で発生し、186万羽が処分された。3月11日には、未曾有の大震災が発生し、家畜の被害状況は定かではないが、畜産界、獣医界は大打撃を受けた。各位からの義援金は、2次配分を終え、3次配分を予定しているが、獣医界への影響は、1、2年で終了するものでなく、引き続き支援いただきたい。

文部科学省の獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議では、春に答申を取りまとめ、中央教育審議会へ提出した。これを受けてか、国立大学では、北海道大学と帯広畜産大学が共同獣医学課程を、岩手大学と東京農工大学が共同獣医学科を、また山口大学と鹿児島大学が共同獣医学部を設置することになった。これらは獣医学系大学の再編とまでは言えないが、実効ある結果が出るまで見届けたい。

また、農林水産省では、昨年8月に「第3次獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」を公表され、これに基づき都道府県では計画を策定することにな

った。これまでは都道府県への働きかけが十分でなかったため、今回は、報告書の提出を求め、策定状況を検証することとなったが、先の獣医事審議会の報告では半数は提出がされていないという状況であり、今後厳しく策定を求めていきたい。地方獣医師会からも、各都道府県への働きかけをお願いします。

勤務獣医師の処遇改善については、全国25の自治体で初任給調整手当、採用年齢の延長、試験の免除等が進められている。

獣医学系大学における臨床実習では、これまで学生が診療行為を行うことができなかったが、このたび農水省において医学、歯学部と同様に臨床実習、参加型実習の条件整備に関する報告書がとりまとめられ、各大学においてその対応が進められている。

これまで動物看護職制度あり方検討委員会において検討されてきた動物看護師統一認定機構が設立された。機構は第三者機関として、動物看護師を認定することになる。設立総会終了後、早速、第1回の役員会が開催されたが、今後、農林水産省にも働きかけ公的資格に導きたい。

以上、厳しい中でもこのような課題が少しでも進みつつあることは、会員各位の努力の賜物であることをお礼申し上げるとともに、今後とも、指導いただきたい。

【会長感謝状授与】

本会専務理事として、平成13年7月から本年6月30日までの連続5期、10年間にわたり在任し、獣医師会の発展と組織の円滑な運営に多大な尽力を果たされた、大森伸男氏に日本獣医師会会長特別感謝状が授与された。

【座長就任】

山根会長から柴田晴夫 福井県獣医師会会会長を座長に指名して、以下のとおり議事が進められた。

【説明・協議事項】

1 獣医師及び動物医療に関する施策提言と要請活動に関する件

矢ヶ崎専務理事から、獣医師及び動物医療に関する施策提言と要請活動について、各部会委員会における検討の報告等に基づき9月27日付けで要請活動が行われた旨の説明が行われた（本誌第64巻第11号829頁（平成23年度 第3回理事会の開催）参照）。

質疑においては以下の内容が要望された。

福島県では、畜産生産基盤が危うい、深刻な状況にある。現実、5月の段階で概ね豚3万頭弱、鶏100万羽強が餓死した。牛は警戒区域設定前に移動したため、正確な数は不明だが、酪農では、1日約35トンの牛乳が消失し、肉牛では協会登録のおよそ20～25%の繁殖和牛を失った。現在、農水省では家畜の淘汰を進めているというが、福島県では第二世代の子豚が徘徊しており、将来的に他の品種との交雑等が心配される。牛も繁殖和牛は

多数遺棄され、所有者不明の第二世代、第三世代の牛が出てくる。住民が避難地域から戻っても、野犬、野良猫が自由に徘徊する等して水源池が汚染する他、再興、悪性伝染病が入っても対応できない等、放射能以外の課題もあり安全な生活が保障されていない。特に放置された家畜の死体は、環境汚染の原因となるため埋却するよう、環境省、厚労省、農水省、国会議員へ要請したが、関係省庁の所轄が複雑に絡み、対応が進まない。農水省での移動禁止区域、財産価値の亡くなった家畜の補償についても遅れている。飼養者も明確な殺処分の意思表示をしていないため、処分も進まない状況で、1カ所に死亡牛を集める方法、殺処分の迅速化等を含め、知恵をお借りし、さらに強い要請をお願いしたい。

これに対して山根会長から、以下の報告がなされた。本会では、3月20日前後から家畜の対応を農水省に強く申し入れていたが、5月12日ようやく殺処分を行うことが公表された。担当課長が来会し、死亡牛、殺処分牛を1カ所に集めて消石灰をかけブルーシートで覆うと説明された。1頭500kgもある死亡牛を1カ所に集めるという非現実的な対応に反論したが、原発特別措置法の関係で、地中に埋却できないと回答された。その後、死亡畜を7月に一時的に埋却をするという連絡があった。人の場合、火葬場が流されたため、一時的に土葬して、時期を経て掘り出し遺骨にして埋葬するとしているが、牛を同様に考えることは現実的でない。その後一向に進展がないため、関係議員に説明に伺い、農水省への折衝をいただいた。翌日、担当課長から、本会の要望である20km圏内の家畜の殺処分、路上に放置された家畜の遺骸の処理、20km圏外への家畜の搬出、20km圏内での家畜の飼養の4点について、概ね認めたい旨連絡があった。以後、家畜を殺処分させないという畜主もいることから、そのような家畜については、研究用としての飼育を望んでいたところ、日本全業工業(株)から所有牧場の利用について申し出があったが、地元市長は風評被害が起ると難色を示した。北里大学の吉川教授、伊藤教授に20km圏内での研究のための飼育計画の策定を依頼し、現在、現地での対策を検討いただいている。家畜は食に供さないことを前提に研究用として、内部被曝等のチェックをした後、搬出することにより20km圏内の牛を救出できる。現状のままでは動物愛護の観点からも日本は近代国家と言えないとの評価もあり、FAVAの会議でも厳しい意見をいただいたが、10月のケーブタウンでのWVAの会議でも、この現状を説明したい。現在、民主党議員の方々の働きかけにより農水省においても、具体的な財源確保を検討いただいている。

2 今期部会委員会の構成、検討テーマ等に関する件 矢ヶ崎専務理事から、今期部会委員会の構成、検討テ

ーマ等について説明が行われた（本誌第64巻第11号830頁（平成23年度 第3回理事会の開催）参照）。

3 東日本大震災被災対応の件

矢ヶ崎専務理事から、東日本大震災被災対応について説明が行われた（本誌第64巻第11号832頁（平成23年度 第3回理事会の開催）参照）。

質疑応答においては、本支援義援金の税務上の取り扱いについて、日本獣医師会から速やかな情報伝達が要望された。

4 2011 動物感謝デー in JAPAN 開催の件

矢ヶ崎専務理事から、2011 動物感謝デー in JAPAN について説明が行われた（本誌第64巻第11号832頁（平成23年度 第3回理事会の開催）参照）。

5 日本獣医師会獣医学術学会年次大会開催計画の件

矢ヶ崎専務理事から、日本獣医師会獣医学術学会年次大会開催計画が説明された（本誌第64巻第11号832頁（平成23年度 第3回理事会の開催）参照）後、北海道獣医師会の波岸会長から、平成23年度 獣医学術学会年次大会（北海道）への参加協力が依頼された。

6 役員候補者選任規程（骨子）等に関する件

矢ヶ崎専務理事から、役員候補者選任規程（骨子）等について説明が行われた（本誌第64巻第11号833頁（平成23年度 第3回理事会の開催）参照）後、質疑等として、①会長、副会長、専務理事、各理事候補者については、会長が新任の際は、退任される会長が決めるのか、②正会員が候補者を推薦する副会長及び監事については、候補者が定数を超える際は、被推薦者が多数の候補者とするか、それぞれ上位2名、上位3名という理解で良いか、③公益法人法の趣旨に則ると、このような選任方法では公益認定の取得は極めて難しくなると考える旨の意見があった。これに対して矢ヶ崎専務理事から、①については、退任される会長が選ぶ、②については、推薦者数は上位から決定する。③については、総会で理事候補者を決めることは専門家から問題ないと判断いただいたが、全ての規程が揃った段階で再度確認したいとの回答があった。一方、本規程は、公益認定申請時に提出するものではないため、認定に影響ない旨が説明された。

7 公益社団法人移行認定申請に関する件

矢ヶ崎専務理事から、公益社団法人移行認定申請につ

いて説明が行われた（本誌第64巻第11号833頁（平成23年度 第3回理事会の開催）参照）。

8 獣医療提供体制整備推進総合対策事業に関する件

矢ヶ崎専務理事から、獣医療提供体制整備推進総合対策事業について、本年度全国で計画されている講習会、現場実習等について説明が行われ、協力が求められた。

9 動物看護師統一認定機構に関する件

矢ヶ崎専務理事から、これまでの動物看護職に関する検討の経過が説明され、現行の民間の動物看護職認定団体の共同による統一試験問題の作成を進展させ、資格認定のための全国統一試験と試験に基づく資格認定の統一実施を担う機関として「動物看護師統一認定機構」の設立について関係者間での合意を得て、9月29日に同機構の設立総会が行われたことが報告された。また、あわせて機構には、獣医師関係団体、認定団体、看護職団体等、10団体が加盟し、本会の山根会長が機構の会長に選任された旨、今後、機構では、平成24年2月に統一問題による試験の実施及び認定手続き等を行う予定である旨が説明された。

10 その他の報告・連絡事項

(1) 獣医師政治連盟活動を普及・広報等する件

矢ヶ崎専務理事から、獣医師政治連盟への理解の醸成、活動参加及び支援を得るための普及、広報用パンフレットを作成し、すでに日本獣医師会雑誌第64巻第9号に同封し、すべての構成獣医師に配布した旨、地方獣医師政治連盟あて相当数を送付するので活用いただきたい旨が説明された。

(2) その他

日本獣医師会雑誌掲載記事に関連して、日本獣医師会は、動物診療に関する訴訟への、対応方針を示すべきとの意見があった。これに対し、山根会長から、本会としては、投稿記事中の個別事例に対する方針を示すのではなく、地方獣医師会と連携して対応すべきとの考え方が示された。これに補足して、酒井理事から、本記事は、学術論文として投稿され、審査を経て掲載されたものではないため、このような著者の意見、解説記事等については、誌面で意見交換するのが、通例である旨説明された。

動物用医薬品副作用症例報告 (平成18年2月分)

薬事法第77条4の2に基づく動物用医薬品副作用症例報告を次のとおり掲載する。

医薬品の名称 (製造(輸入)業者名)	副作用発現動物					副作用等発現の概要及び転帰						
	種類	性	年齢等	投与前の健康状態・疾患等	関連医薬品の投与歴等	投与量・投与方法	投与年月日	併用薬	副作用発現年月日(投与後時間)	副作用等の種類	講じた処置	転帰
フェロボックス3 (猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症・猫汎白血球減少症混合(油性アジュバンド加)不活化ワクチン) 共立製薬(株) 製造番号： 162303A	猫雑種	雄去勢	13歳	健康		1ml (1バイアル), 皮下注射	平成18年 2月3日	なし	平成18年 2月3日	虚脱, 意識喪失, チアノーゼ 注射前の一般臨床観察では, 特に異常が認められなかったため, 平成18年2月3日の18時00分に本剤を注射した. 当該猫をキャリーバッグに入れて帰宅し, 18時15分頃に飼い主がキャリーバッグから出そうとした際, 虚脱, 意識喪失していることに気づき, 再来院した. 来院時(18時30分), 心肺停止, チアノーゼが認められ, 処置をすることができずに死亡を確認した.	無処置	死亡
<p>《企業の意見及び対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当獣医師：ワクチン注射時に異常が見られず, 注射後15分程度で意識消失したことから, 本症例はフェロボックス3によるアナフィラキシーショックにより死亡に至ったと考えられる。 ・企業：注射前の一般臨床観察では異常が認められていなかったが, 注射後15分程度で虚脱, 意識喪失していることから, 本剤によるアレルギー反応であった可能性がある。当該猫は比較的高齢であり, 基礎疾患が潜在していた可能性もあるが, 注射後に徴候が認められるまでの時間的経過から, 本剤との因果関係はあると考えられる。 ・対応：使用説明書では高齢の動物への場合について, 注射適否の判断を慎重に行うよう記載し, 副反応(アナフィラキシー等)による事故を最小限にとどめるため, 本剤の注射後しばらくは観察を続けるよう注意喚起している。今後も副作用等関連情報の収集等に努める。 												

家畜衛生週報 (No. 2932) より